

6 医療救護要項

1 目的

この要項は、特別国民体育大会冬季大会スキー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者等における医療救護に万全を期すため、必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

特別国民体育大会冬季大会スキー競技会岩手県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及びいわて八幡平白銀国体八幡平市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護業務を遂行するものとする。

3 医療救護対策

(1) 救護所の設置

- ア 開始式・表彰式会場には、必要に応じて救護所を設置する。
- イ 各競技会場には、大会期間中、救護所を設置する。
- ウ 救護所は、医師、歯科医師、看護師（保健師）、救護係員、アスレティックトレーナー等により必要に応じた編成を行う。
- エ 救護所では、傷病者の応急処置を行い、必要に応じて医療機関に移送する。

(2) 医薬品、救急自動車等の配備

- ア 救護所には、応急措置を万全に期すため、医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要な物品を備える。ドーピング禁止物質を含む薬を配備しない。
- イ 救護所には、必要に応じて救急自動車を配備する。

(3) 宿舎等における医療救護

- ア 宿泊する旅館・ホテル等で負傷や発病し、医療機関で受診する場合は、宿舎に申し出た上、監督又は引率責任者若しくは関係者が医療機関へ連絡すること。
- イ 練習中等で救護関係者がいない場所で負傷や発病した場合は、競技会場等の係員に申し出ること。

4 医療費の負担

救護本部、救護所及び救急自動車に要した経費を除き、医療費はすべて受診者が負担する。

5 業務の分担

- (1) 大会の開始式・表彰式会場における医療救護は、県実行委員会が担当する。
- (2) 競技会場における医療救護は、市実行委員会が担当する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関する事項について、必要に応じて別に定めるものとする。